

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類 年 月		工 事 の 日 程									
		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
造成（埋立）工事 敷地の増減の移転登記日等を記載											
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
第 2 開発プラント棟	セ - 2	4 / 1						10 / 1			
ボイラー棟	セ - 3	←						→			
		新設						稼動			
		←		→							
		新設		撤去							
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										
その他の主要施設の設置工事											

- 備考
- 1

工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を矢印（←→）で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。
なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。
また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。

2

施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙 1 ～ 3 に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。

3

事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類の欄に明記して下さい。

4

変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。
- ①

緑地と緑地以外の環境施設の設置工事の終了期間は、原則として、当該環境施設の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時期までとして下さい。ただし、以下のような場合で環境施設の設置工事の日程、内容が適切であり、かつその実施が確実であると認められる環境施設設置計画に従って設置工事が進められる場合はこの限りではありません。
イ 生産施設の運転開始までの時期がごく短期間である場合
ロ 樹木の植栽適期が生産施設の運転開始時までに来ない場合
ハ 植栽地盤の改良工事に長期間を要する場合